

仙台市マンション管理適正化推進計画検討委員会設置要綱

(令和3年3月18日市長決裁)

(設置)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）第1条の規定による改正後のマンションの管理の適正化に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2の規定に基づく仙台市マンション管理適正化推進計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、有識者等の意見を聴取し、計画に反映させるため、仙台市マンション管理適正化推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、計画の作成に関することについて、協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験者、マンションの管理の適正化に関する法律第2条第1号に規定するマンションの管理に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 委員の任期は、委嘱の日から計画の作成の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備局住宅政策部住宅政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の作成の日限り、その効力を失う。